

付  
印 31  
12.7.06

事務連絡  
平成24年7月4日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設産業における社会保険加入の徹底について  
(経営事項審査時における取扱い)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があることから、3月14日に開催された中央建設業審議会総会における審議を踏まえ、先般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1付け国土交通省告示第523号）が制定され、新たな経営事項審査の項目及び基準が7月1日より施行されたところです。

上記のとおり、経営事項審査制度を通じた保険未加入対策として、減点措置の厳格化による企業評価の適正化を進めてきたところですが、より一層の保険未加入対策の加速を図る観点から、建設業担当部局においては、許可・更新時、立入検査時と同様に、経営事項審査時に社会保険未加入企業に対して加入指導を行うとともに、指導後もなお未加入の場合には厚生労働省の社会保険担当部局への通報を行うことといたします（11月より開始予定、別紙参照）。

社会保険加入の徹底に当たっては、様々な関係者が一体となって協力して様々な角度からの取組を実施することが必要であることから、貴職におかれましては、建設産業における社会保険加入の徹底の趣旨を十分御理解いただくとともに、適切な取組の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、会員企業への周知方お願いいたします。

# 「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

平成24年7月改訂  
※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等<sup>(※)</sup>の改正が行われました(H24.5.1公布)。  
これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。<sup>(※)</sup>

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）  
建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）

## (1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。  
(3保険すべてに未加入の場合：現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

## (2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。  
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

## (3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。  
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)